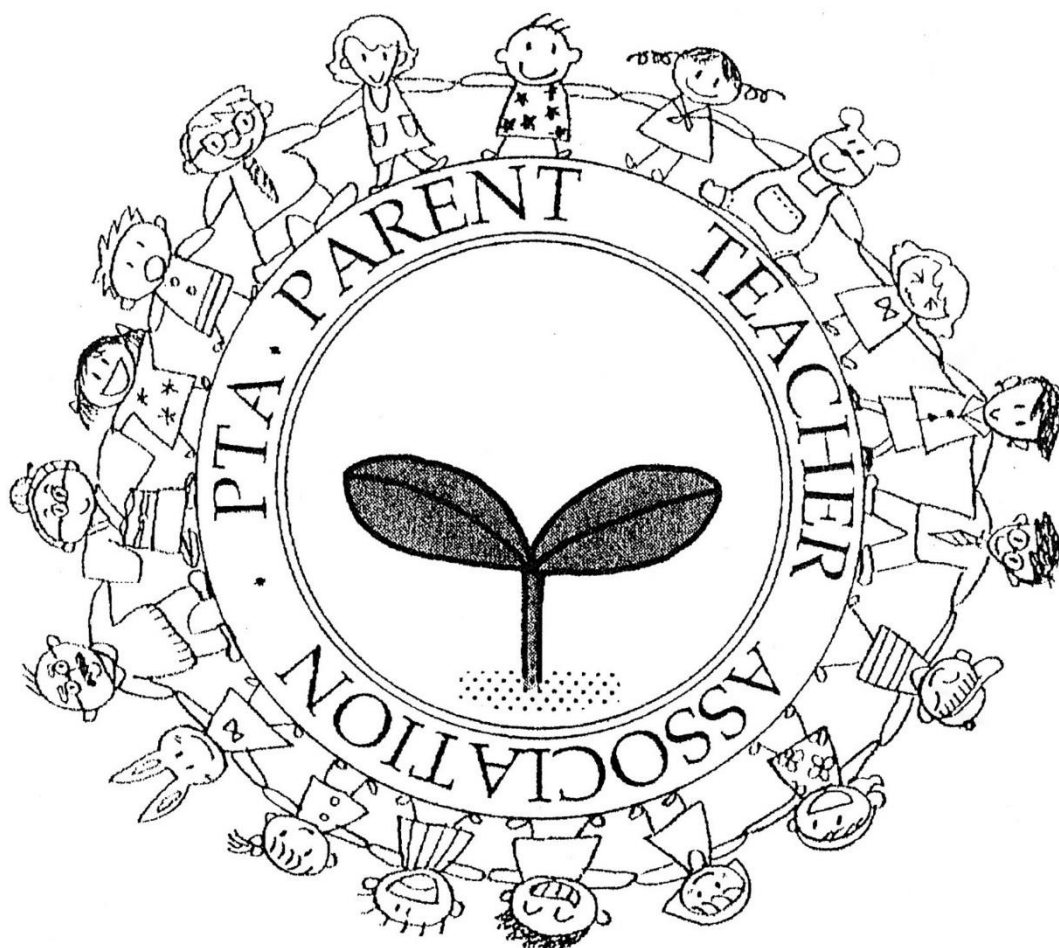


要保存(令和2年1月)

# PTAのしおり



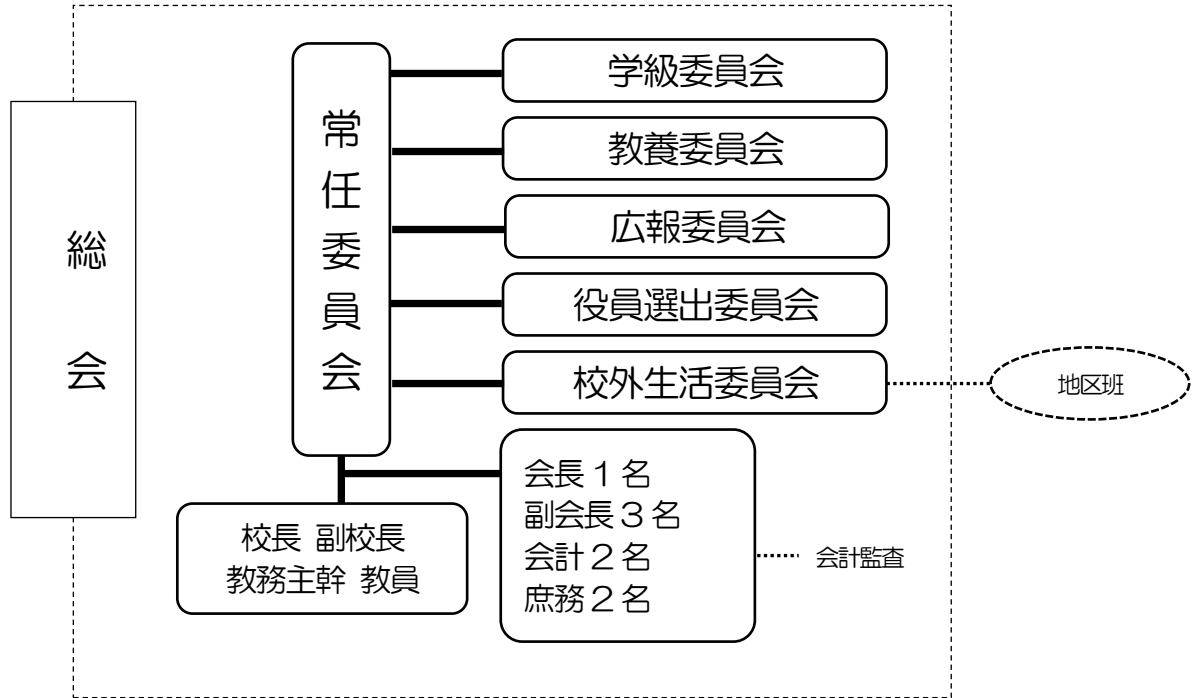
杉並区立浜田山小学校

〒168-0065

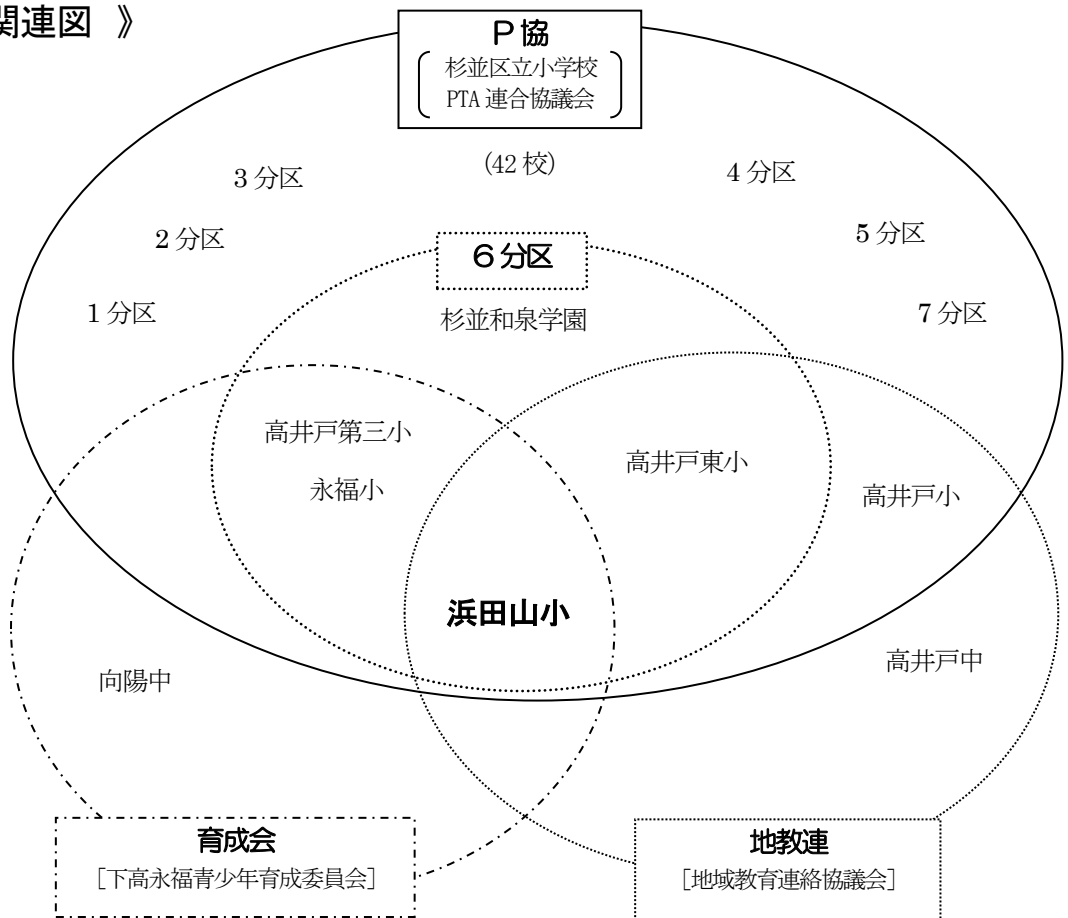
東京都杉並区浜田山4-23-1

03-3313-1564

《 浜田山小学校 PTA 組織図 》



《 地域関連図 》



令和2年2月1日現在

# 浜田山小学校 PTA 会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、杉並区立浜田山小学校 PTA と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を浜田山小学校（杉並区浜田山 4-23-1）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、父母と先生が協力して、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ① 良い父母、良い先生となるように努めるとともに親睦を深める。
- ② 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
- ③ 児童の生活の場である地域環境をよくする。
- ④ 学校教育を正しく理解し、その教育活動に協力する。
- ⑤ 地域の方々と協力し、互いに連帯意識を高める。

(方 針)

第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- ① 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- ② どのような場合においても、政治的、宗教的、営利的な活動を行わない。
- ③ 学校の管理や人事に干渉しない。

## 第2章 会 員

(会員資格)

第6条 本会の会員は、本校在学児童の父母又はこれに代わるもの（以下「父母会員」という。）及び教職員（以下「先生」という。）とする。

(会員の権利義務)

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第3章 役員及び会計監査

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名（父母会員）
- ② 副会長 4名（父母会員3名、先生1名）
- ③ 庶務 3名（父母会員2名、先生1名）
- ④ 会計 3名（父母会員2名、先生1名）

(役員の仕事)

第9条 1. 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、常任委員会及び役員会を招集する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 庶務は、総会、常任委員会及び役員会の開催を通知し、議事を正確に記録保管するとともに事務一切の処理を行う。
4. 会計は、当該年度の予算案の編成及び提議を行うとともに、本会のすべての収支を正確に記録保管し、必要に応じて収支を報告するほか、定期総会に監査を経た前年度の決算を報告する。

(会計監査の任務)

第10条 会計監査は、本会の会計を監査し、定期総会において監査結果を報告する。

(役員及び会計監査の任期)

- 第11条
1. 役員及び会計監査の任期は、1年とする。
  2. 役員及び会計監査に欠員が生じた場合、補欠の選出等は常任委員会が処理する。
  3. 補欠により就任した役員及び会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 総 会

(総会の構成)

第12条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の議事)

- 第13条
1. 総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項を行う。
    - ① 前年度の収支報告の決算
    - ② 会務の報告
    - ③ 役員及び会計監査の承認
    - ④ 当該年度の予算の議決
    - ⑤ 同好会の設立及び廃止の承認
    - ⑥ その他必要と認めた事項
  2. 前項3号の規定にかかわらず、次年度役員及び会計監査選出の後に当該年度末の定期総会が開催されない場合には、常任委員会において次年度役員の承認を行う。
  3. 前項の常任委員会において採られた措置は、臨時のものであって、次年度第1回定期総会にて同意がない場合には、その効力を失う。

(定期総会及び臨時総会)

- 第14条
1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
  2. 定期総会は、毎年、年度始めと必要に応じて年度末に開く。
  3. 臨時総会は、常任委員会が必要と認めたとき、又は、会員の10分の1以上の要求があった時に開く。

(総会の成立)

第15条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を認める。

(議 長)

- 第16条
1. 総会の議事運営は、議長が行う。
  2. 議長は、総会の席上選出する。

(総会の議決)

第17条 総会の議決は、出席者の過半数による。

## 第5章 常任委員会及び役員会

(常任委員会の構成)

第18条 常任委員会は、役員、各委員会の委員長及び副委員長で構成する。

(常任委員会の役割)

- 第19条 1. 常任委員会は、総会に次ぐ機関であり、本会の運営にあたる。  
2. 常任委員会は、次の事項を行う。  
① 各委員会から提示された事項の審議又は承認  
② 総会に提出する議案の作成  
③ 同好会に関する事項  
④ その他必要と認めた事項  
3. 常任委員会は、必要と認めたときは、特別委員会を設置することができる。

(常任委員会の開催)

第20条 常任委員会は、原則として年8回開き、必要に応じ随時開く。

(常任委員会の成立及び議決)

- 第21条 1. 常任委員会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を認める。  
2. 常任委員会の議決は、その構成員の過半数による。ただし、委任状を認める。

(役員会)

- 第22条 1. 役員会は、役員で構成する。  
2. 役員会は、次の事項を行う。  
① 会務の調整  
② 総会に提出する議案の常任委員会への提案  
③ 常任委員会に提出する議案の作成  
④ その他必要と認めた事項  
3. 役員会は、原則として年8回開き、必要に応じ随時開く。

## 第6章 常置委員会

(委員会の構成)

- 第23条 1. 本会に、次の委員会を置く。  
① 学級委員会  
② 教養委員会  
③ 広報委員会  
④ 役員選出委員会  
⑤ 校外生活委員会  
2. 各委員会は、若干名の委員により構成する。

(各委員会の役割)

- 第24条 1. 学級委員会は、学年及び学級内の連絡及び親睦を図り、学級集会の運営に関する事項を行う。  
2. 教養委員会は、会員の教養及び親睦並びに同好会に関する事項を行う。  
3. 広報委員会は、広報に関する事項を行う。  
4. 役員選出委員会は、役員選出に関する事項を行う。  
5. 校外生活委員会は、校外に於ける児童の生活指導及びその生活環境の向上に関する事項を行う。  
6. 常任委員会は、必要に応じ、各委員会に前5項以外の事項を委任することができる。

(各委員会の役職者)

- 第25条 1. 各委員会に委員長及び副委員長を置く。  
2. 委員長は各委員会を代表し、委員会を招集する。  
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。  
4. 委員会の開催の通知、議事の記録保管、委員会の事務の処理は、委員会内で行う。

(各委員会の運営)

- 第26条 1. 各委員会の運営は、委員会により行う。  
2. 各委員会は、必要に応じ随時開くことができる。

(細則への委任)

第27条 各委員会の委員、委員長及び副委員長の選出は、細則による。

## 第7章 同好会

(同好会の設立)

第28条 会員は、会員相互の親睦を図ることを目的として、同好会を設立することができる。

(設立の承認)

第29条 同好会を設立しようとするときは、常任委員会に申請して総会の承認を得なければならない。

(同好会の構成)

第30条 同好会は、有志の会員により構成する。

(補助)

第31条 同好会に対しては、予算で定めるところにより補助することができる。

(活動の停止)

第32条 同好会が設立の目的にふさわしくない活動をしていると認められるときは、常任委員会はその活動を停止させることができる。

(同好会の休止及び廃止)

第33条 1. 同好会は、その活動を休止するときは、常任委員会に届け出なければならない。  
2. 同好会がその活動を停止し、活動を再開することが見込まれないときは、常任委員会  
は総  
会の承認を得て廃止することができる。

## 第8章 会計及び会費

(会費)

第34条 1. 本会の経費は、会員の会費をもってこれにあてる。  
2. 会員の会費は、総会で決定する。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

## 第9章 雑則

(会則の改正)

第36条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。  
この場合において、改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

(細則の制定)

第37条 会長は、常任委員会の承認を得て、この会則の施行に関し必要な細則を定めることができる。

## 付 則

この会則は、平成28年2月25日から施行する。

参考	昭和 53 年 1 月 19 日	制定
	平成 7 年 5 月 12 日	一部改正
	平成 9 年 3 月 11 日	全部改正
	平成 13 年 2 月 28 日	一部改正
	平成 13 年 5 月 25 日	一部改正
	平成 15 年 2 月 25 日	一部改正
	平成 16 年 2 月 23 日	一部改正
	平成 21 年 2 月 24 日	一部改正
	平成 21 年 6 月 5 日	一部改正
	平成 25 年 2 月 26 日	一部改正
	平成 26 年 2 月 25 日	一部改正
	平成 27 年 2 月 24 日	一部改正
	平成 28 年 2 月 25 日	一部改正

# 細 則

## 第1章 役員等の選出

### 第1節 総則

(趣旨)

第1条 本章は、杉並区立浜田山小学校PTA（以下、「本会」とする。）会則第37条に基づき、本会会則第3章に定める役員及び会計監査、並びに第6章に定める常置委員会の委員、委員長及び副委員長の選出について、その運用に必要な事項を定めるものである。

### 第2節 役員及び会計監査の選出

(選出の時期)

第2条 次年度の役員及び会計監査の選出は、当該年度の前年度の2月までに行う。

(役員を選出)

第3条 役員は、6年を除く全学級から各1名以上の役員候補者を選出し、当該役員候補者の互選により選出する。ただし、先生よりの役員は先生の互選による。

(会計監査の選出)

第4条 会計監査は、前々年度の会計が担当する。

### 第3節 各委員の選出

(校外生活委員会の委員の選出)

第5条 1、全地区の地区班長の集まりにおいて選出された各地区の地区長1名ずつは、当該年度の校外生活委員となるものとする。  
2、委員長・副委員長となる校外生活委員の選出については、第6条の規定に従うものとする。

(各委員会の委員の選出)

第6条 各委員会の委員は、学級の集まりにおいて選出する。

(先生よりの委員の選出)

第7条 前2条の規定にかかわらず、先生よりの各委員会の委員の選出は、学校に一任する。

(各委員会の委員長及び副委員長の選出)

第8条 各委員会の委員長（父母会員より1）及び副委員長（父母会員より各委員会で定められた人数、先生より1）は各委員会で選出する。ただし、先生よりの副委員長は学校に一任する。

(委員の補充)

第9条 各委員会の委員に欠員が生じたときは、当該委員の選出の例により補充するものとする。

### 第4節 雑 則

(役員等の選出の留意事項)

第10条 1. 父母会員は原則として、役員に就任するか、又は、1児童につき1回以上（1児童1委員以上）各委員会の委員に就任するものとする。ただし、同時に2つ以上の役員または委員に就任してはならない。また、班長経験者であっても免除はされない。  
2. 原則として、1家庭1回以上班長に就任するものとする。役員・委員経験者及び副班長経験者であっても免除はされない。



## 第2章 同好会

### 第1節 総則

(趣旨)

第11条 本章は、本会会則第37条に基づき、本会会則第7章に定める同好会について、その運用に必要な事項を定めるものである。

### 第2節 同好会の設立

(設立の申請)

第12条 1、同好会を設立しようとするときは、以下の事項を記載した申請書を常任委員会に提出しなければならない。

- ①設立しようとする同好会の名称
- ②活動内容の概要
- ③活動場所
- ④活動日時
- ⑤設立時会員名(5名以上)
- ⑥代表者名
- ⑦問い合わせ・連絡先
- ⑧その他必要な事項

2、前項の申請を行った同好会が、設立の目的にふさわしい活動を行うものであると認められるときは、常任委員会は当該同好会の設立につき総会の承認を求めることができる。

### 第3節 同好会の活動

(同好会の活動)

第13条 1、同好会が活動するためには、以下の条件を満たさなければならない。

- ①本会会員が2名以上在籍していること
- ②常任委員会に対し、活動予定年度の前年度の3/31までに、当該活動予定年度の活動計画書及び当該活動予定年度の前年度の活動報告書の提出、並びに同好会会員名簿の提示を行うこと

2、同好会が、前項第1号に定める活動の条件を満たさなくなったときは、その同好会は、常任委員会に届け出なければならない。

3、同好会が、第1項に定める活動の条件を満たさなくなったときは、常任委員会は、その同好会の活動を停止させることができる。

(同好会の活動再開)

第14条 1、同好会が、その活動を停止させられ、または、その活動を休止している場合において、その同好会が前条第1項の条件を満たし、その活動の再開を希望するときは、常任委員会に届け出なければならない。

2、前項の届出をした同好会の活動再開の可否は、常任委員会の議決による。

### 第4節 補助

(同好会の補助受給)

第15条 1、第13条第1項に定める活動の条件を満たす同好会は、本会会則第31条に定める補助金を受給することができる。

2、同好会が、その活動を停止させられ、または、その活動を休止するときは、前項の規定にかかわらず、補助金を受給することはできない。

(会計報告)

第16条 補助金を受給した同好会は、各年度3/31までに、当該年度の会計を本会役員会に報告しなければならない。

### 第3章 雑 則

(細則の改正)

第17条 この細則の改正は、常任委員会の議決による。

#### 付則

この細則は、令和2年1月16日から施行する。

参考	昭和51年11月17日	制定
	昭和58年11月25日	一部改正
	平成9年1月22日	全部改正
	平成9年3月11日	一部改正
	平成10年2月13日	一部改正
	平成12年3月6日	一部改正
	平成13年2月28日	一部改正
	平成15年9月9日	一部改正
	平成16年2月23日	一部改正
	平成17年4月1日	一部改正
	平成21年2月24日	一部改正
	平成24年2月27日	一部改正
	平成25年2月26日	一部改正
	平成27年1月26日	一部改正
	平成28年2月25日	一部改正
	平成30年2月1日	一部改正
	令和2年1月16日	全部改正

# 杉並区立浜田山小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条 本規則は、杉並区立浜田山小学校PTA（以下、「本会」とする。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」とする。）の取扱いについて、本会会則37条に基づき細則に準じて定めるものである。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、常任委員会構成員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 地区班における連絡に利用する名簿作成のため
- (2) 会費集金、管理、その他の文書の送付のため
- (3) 会員名簿、委員会名簿の作成のため
- (4) 委員選出及び役員候補者選出、その他のPTA活動実施のため

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(前条各号の場合及び東京都、杉並区等を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条各号の場合及び東京都、杉並区等を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、管理者である会長へ直ちに報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本規則の改正は、常任委員会において実施する。

附則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。

# 浜田山小学校慶弔慰労規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、本会会員及び本校に勤務するものに対する慶弔慰労金の支出基準を定めるものである。

(教職員の結婚祝金)

第2条 教職員が結婚する場合の結婚祝金は、金5千円とする。

(教職員の出産祝金)

第3条 教職員が出産した場合の出産祝金は、金5千円とする。

(会員等の死亡弔慰金)

第4条 1. 会員又は児童が死亡した場合の死亡弔慰金は、金1万円とする。  
2. 教職員の家族が死亡した場合には、役員会において協議決定し、常任委員会に報告するものとする。

(傷病見舞金)

第5条 教職員が傷病のため1週間以上入院した場合又は引き続き2週間以上自宅療養した場合の傷病見舞金は、金3千円とする。

(災害見舞金)

第6条 会員が災害にあった場合は、常任委員会において協議決議する。ただし、緊急の場合は役員会において協議決定し、常任委員会に報告する。

(転退職記念品)

第7条 1年以上本校に勤務した教職員が転退職した場合の転退職記念品は、金3千円相当とする。

(規定にない慶弔慰労金)

第8条 第7条に定めるもののほか、特別の事情があった場合には、常任委員会で協議決定する。

(規定の改廃)

第9条 この規定は、必要に応じて、常任委員会において協議の上、改廃することができる。

## 付 則

この規定は、平成28年2月25日から施行する。

参考	昭和52年5月6日	制定
	平成元年2月10日	一部改正
	平成9年1月22日	一部改正
	平成9年2月17日	全部改正
	平成14年2月27日	一部改正
	平成28年2月25日	一部改正

## 役員の主な活動

全役員共通の活動
① 校内会議の主催と出席 役員会、常任委員会（共に原則年8回）、総会（年2回） ② 行事への参加 入学式・卒業式・送別会・役員互選会・運動会 PTA お手伝い活動のとりまとめ ③ 委員会活動のとりまとめ ④ 6分区活動 ⑤ PTA 郵便物等の管理

役職名	主な活動
会長 (含：会長代行 ・副会長)	① PTA活動の総括 ② 役員業務の総括 ③ 入学式、卒業式の祝辞および代表としてのあいさつ ④ 6分区各校との連携、式典出席 ⑤ 近隣の中学校入学式・卒業式に参列 ⑥ 町会等を通じて地域との連携を図る
副会長(内)	① 総会・送別会の準備・司会 ② 役員会の準備・司会 ③ 常任委員会の準備・司会 ④ 育成会行事などの手伝い ⑤ 学校から依頼された行事（受付）
副会長(外)	① 育成会・地教連および地域との連携・交流を図る ② 育成会および地教連の運営メンバーとして活動し、行事の手伝い等の中心的役割を担う ③ 近隣の中学校入学式・卒業式に参列
副会長(P協)	① 杉小P協運営委員としての活動 ・杉小P協運営委員会、教育委員・教育長懇談会に出席 ・給食派遣協議会派遣委員としての活動 ② 6分区との交流促進、会議・行事等参加 ・教育懇談会、スポーツ大会、家庭教育講座など ③ 年度ごとに輪番制で専門委員を担当 ・杉小P協役員→6分区長→総務→学級→広報→地域 ④ 他校とのパイプ役
役職名	主な活動

会 計	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 決算書及び予算書の作成</li> <li>② P T A会費の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書及び帳簿の管理</li> <li>・各委員会の活動費の支払い</li> <li>・P T A会費の納入依頼の印刷及び配布</li> <li>・総合補償制度申込みに関する手続き</li> </ul> </li> <li>③ 会計監査による監査依頼</li> <li>④ ベルマーク集計作業の取りまとめ</li> </ul>
庶 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 役員会の記録・議事録の作成</li> <li>② 常任委員会の記録・報告書の作成・発行・配布</li> <li>③ 保護者用吊り下げ名札の管理</li> <li>④ 印刷機等の管理</li> <li>⑤ 文房具など消耗品の手配</li> <li>⑥ 備品の管理</li> </ul>

※ 会計監査の主な仕事は以下の通り

- ① 収入・支出内容の確認
- ② 帳簿類（請求書(下部領収書)用紙、出納帳、台帳、通帳）の照合・確認
- ③ 帳簿類の縦横合計額の確認
- ④ 予算の目的通りに執行されているかの確認

## 委員会活動

- ※ 委員会には責任をもって出席してください。
- ※ 活動日については年度により変更があります。
- ※ 各クラスで選出された委員は、クラス代表として委員同士協力してください。

全委員会共通の活動
* 6 分区関連行事の手伝い（開催校時のみ）

委員 会名	主 な 活 動 内 容	活 動 日 の 目 安
学 級	委員長 副〃 *給食試食会当日の取りまとめ *6 分区学級専門委員会に出席 *P 協セミナー・P 協学級全体会に出席(役職者内で調整)	*委員会が必要に応じて開催する  *学級集会・・・開催の有無は学級委員の判断とする  *交流会・・・年1回
	委員 *学級集会、交流会の開催 *クラス活動費・メールアドレスの管理 *クラスの連絡係 *給食試食会の開催 *委員選出、PTA 活動お手伝い決めの司会・進行 *学校から要請をうけた連絡の伝達と発信	
教 養	委員長 副〃 *同好会関係事項 *図書選定関係事項	*委員会が必要に応じて開催する  *図書選定の立会い(年6回を分担)  *送別会、運動会、震災訓練などの手伝いを分担する
	委員 *PTA が関わるイベントの手伝い(送別会、運動会、震災訓練など) *学級図書選定作業の取りまとめ *道徳授業の受付業務 *同好会宣伝活動のサポート	
広 報	委員長 副〃 *6 分区広報専門委員会に出席 *P 協セミナー・P 協広報研修会に出席(役職者内で調整) *号誌リーダーを兼任する	*委員会が必要に応じて開催する  *1号誌担当・・・1学期 *2号誌担当・・・2学期
	委員 *広報誌『浜小だより』の編集・発行(年2回どちらかを担当)	



委員 会名	主 な 活 動 内 容		活動日の目安
役員 選 出	委員長 副〃	<p>*PTA役員候補者選出における一切の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経歴データの管理</li> <li>➤ 立候補、選出に関する広報活動(文書作成、保護者向けに配布など)</li> <li>➤ 選出時話し合いの会、互選の会の事前準備(出席者選出のための抽選等)、司会進行</li> <li>➤ 役員決定者の発表</li> </ul> <p>公正な選出を行うため、役員選出委員は PTA8役への立候補を原則禁止とし、抽選対象からも外される</p>	<p>*委員会が必要に応じて開催する</p> <p>*役員候補者選出、互選会</p>
校 外 生 活	委員長 副〃	<p>*6 分区地域専門委員会に出席</p> <p>*P 協セミナー・P 協地域全体会に出席(委員会内で調整)</p> <p>*全地区班のとりまとめ、子ども会の運営</p> <p>*全地区班名簿の確認・管理・更新(各班の名簿は班長へ)</p> <p>*ピーボくん 110 番プレートの管理・更新(設置継続依頼は班長)</p> <p>*学校安全マップの作成 *不審者情報・災害情報の伝達</p> <p>*地区班集体会・ラジオ体操の集約(企画・開催は班長)</p> <p>*防犯パトロール表の振り分け(各班分の作成と実施は班長)</p>	<p>*委員会が必要に応じて開催する</p>
	地 区 長	<p>*地区内各班のとりまとめ</p> <p>* 子ども会の運営</p> <p>* P 協セミナー・P 協地域全体会に出席(委員会内で調整)</p>	

## 総 会

構成メンバー	PTA 全会員（議長のみ議決権なし） 校長先生（学校代表：議決権なし）
開 催	・ 定期総会 … 年 1～2 回（年度始めと必要に応じて年度末） ・ 臨時総会 … 常任委員会において開催が必要と認められた時 全会員の 1/10 以上から開催の要求があった時
審議決定事項	・ PTA 規約の改正（出席者の 2/3 以上の賛成で可決） ・ 活動計画、予算及び決算に関する事項 ・ 同好会の設立及び会計監査の承認 ・ その他必要と認めた事項（PTA 会費額の変更など）
報告事項	・ 事業及び活動報告 ・ 常任委員会での決議事項（細則の改正等）
定 足 数	全会員の 1/3（出席者+委任状が 1/3 に達すること）
議決の条件	出席者の過半数をもって可決とする

## 役 員 会

構成メンバー	校長先生（学校代表）・副校長先生（T 会員の副会長）・役員
目 的	・ 学校との連絡及び調整 ・ 学期の初めに大まかなスケジュールを立てる ・ 常任委員会の議案調整
開 催	原則年 8 回以上（常任委員会の開催の前）
場 所	校長室

## 常任委員会

構成メンバー	校長先生（学校代表） … 議決権なし 役員・副校長先生 … 議長以外議決権あり 各委員会役職者 … 議決権あり
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・ PTA 活動が円滑に行われるよう、会の運営に関する審議決定を行う</li><li>・ 各委員会からの連絡及び議案の提出</li><li>・ 学校からの連絡</li></ul>
開催	原則年8回以上
場所	視聴覚室、ランチルーム他

